平成二十三年六月二十一日

1

に規定する特定計量器の定期検査に係る合格

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○平成二十三年東北地方太平洋沖地 改正する規則 等に関する条例施行規則の一部を 震に基づく災害の被災者に対する 手数料等の免除、納入期限の延長

規

島

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除 則

納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第五十一号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、 等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料

を次のように改正する。 納入期限の延長等に関する条例施行規則(平成二十三年福島県規則第四十九号)の一部

に次のように加える。 7 福島県計量法関係手数料条例(平成十二

本則の表中四十一の項を五十の項とし、

四十の項を四十九の項とし、三十九の項の次

年福島県条例第八十五号)第一条の表五の項 特定計量器の定期検査に係る合 格の証明書の交付に係る手数料

四十八 四十七 四十五 四十一 四十六 福島県計量法関係手数料条例第一条の 四十四 四十三 四十二 福島県計量法関係手数料条例第一条の 福島県条例第十九号)第六十七条第一項に規 講習会の受講に係る証明書の交付を受けよう 福島県条例第二十三号)第二十四条第一項の 証の再交付を受けようとする者 表十四の項に規定する計量証明の事業の登録 とする者 認定に係る試験の合格証の再交付を受けよう 表十三の項に規定する知識経験を有する者の の使用者 表十の項に規定する基準器検査に係る基準器 表八の項に規定する特定計量器の検定に係る 表七の項に規定する特定計量器の販売の事業 表六の項に規定する特定計量器の修理の事業「十一 福島県計量法関係手数料条例第一条の の証明書の交付を受けようとする者 宅、特別県営住宅又は準県営住宅の入居者 定する証明書の交付を受けようとする県営住 合格の証明書の交付を受けようとする者 に係る届出の受理の証明書の交付を受けよう とする者 に係る届出の受理の証明書の交付を受けよう とする者 とする者 (同条例第三十条第一項の許可を受けた社会 福島県計量法関係手数料条例第一条の 福島県県営住宅等条例(昭和三十五年 福島県屋外広告物条例(昭和六十一年 福島県計量法関係手数料条例第一条の 福島県計量法関係手数料条例第一条の 付に係る手数料計量証明の事業の登録証の再交 手数料 る試験の合格証の再交付に係る る手数料 届出の受理の証明書の交付に係 る手数料 届出の受理の証明書の交付に係特定計量器の修理の事業に係る 県営住宅等家賃等証明書交付手 知識経験を有する者の認定に係 証明書の交付に係る手数料 付手数料 屋外広告物講習会受講証明書交 特定計量器の検定に係る合格の 特定計量器の販売の事業に係る 基準器検査の申請に係る手数料

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。 附 則

2

福祉法人等を含む。)

総

務 課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。